

国民投票法改正案 今国会初質疑

与党、早期採決を要求

衆院憲法審

衆院憲法審査会は15日、憲法改正に関する国民投票法改正案の質疑と自由討議を行った。審査会の開催は今国会初。与党は改正案が審議入りしてから約3年が経過しているとして早期採決を求めたが、立憲民主、共産両党は応じず、月内の採決は困難な情勢だ。与党は大型連休明けの5月の衆院通過を目指し、協議を続ける方針。

立・共抵抗 月内見送り

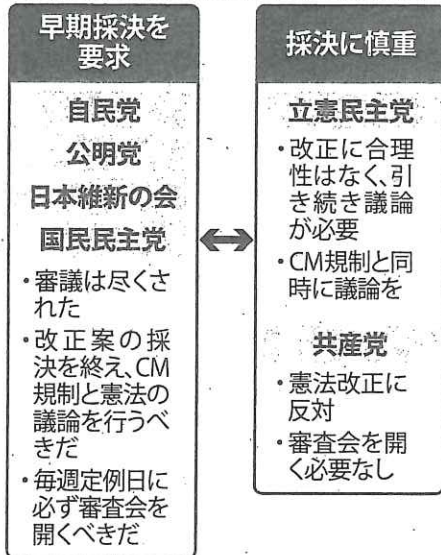
「改正案の審議は尽くされている。早急に成立させるべきだ」。質疑に立った与党筆頭幹事の新藤孝氏（自民党）は改めて早期採決を求めた。

改正案は2018年7月に審議入りしたが、その後は実質的質疑が行われず、20年11月によく動き始めた。同12月には自民の二

階俊博、立憲の福山哲郎両幹事長が今国会で「何らかの結論を得る」ことで合意。この日の審査会で法案の質疑は3回目となった。

新藤氏は、審査会に先立つ幹事会で、4月22日の審査会開催と採決を提案したが、山花郁夫野党筆頭幹事（立憲）は「採決が前提でなければ委員会開催には必

衆院憲法審査会での国民投票法改正案を巡る各党の態度



「と答えた。22日開催は決まったが月内採決は見送られる見通しとなった。質疑で新藤氏は、自民、立憲間で合意された「結論」に触れ、「採決を意味することは衆目一致するところだ」と主張したが、立憲の奥野総一郎氏は「改正案をそのまま採決するのではな

く、(国民投票での)CM規制や外国人寄付規制を盛り込むことも一つの結論だ」と反論。認識の隔たりを埋めることはできなかった。だが、日本維新の会や国民民主党は早期採決を強く主張しており、野党内は必ずしも一枚岩とは言えない状況だ。立憲と共産は、「この際、徹底的に議論して良い法案を作るべきだ。採決にはほど遠い(奥野氏)」、「(政治とカネの問題で)国民に不信があり、改憲につながる整備の議論は大前提を欠いている(共産の

赤嶺政賢氏)と、採決には慎重な態度で歩調を合わせたい。これに対し、維新の足立康史氏は「結論」の解釈を巡って「政治の世界の当たり前の話をきちんと守るべきだ」と立憲の姿勢を非難。国民の山尾志桜里氏も「採決を終えて、手続き改正と憲法本体の議論を進めるため定例日を週2回にするべきだ」と提案するなど採決に前向きな姿勢を示した。

こうした状況を受け「採決に向けた外堀は埋まりつつある(衆院関係者)との見方も出始めている。立憲幹部は「丁寧に議論して審議が尽くされたなら採決してもいい」と述べており、5月にも採決が行われる可能性を示唆した。【遠藤修平、古川宗、田中裕之】